鳥取県告示第759号

漁業法 (昭和24年法律第267号) 第129条第3項の規定に基づき、遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第7 項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年11月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 漁業権者の名称及び住所 日野川水系漁業協同組合 米子市熊党323-1
- 2 漁業権の免許番号 共同漁業権内共第3号
- 3 認可に係る変更の内容 日野川水系漁業協同組合内共第3号第五種共同漁業権遊漁規則の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(遊漁料の額及び納付方法)	(遊漁料の額及び納付方法)
第7条 略	第7条 略

漁具又は漁法等による場合であって、次の同表に

掲げる者が遊漁する場合の遊漁料は、次のとおり 水産動物の名称「又一分」期 問 遊漁料

水産動物の名称	X	分	期間	ij	遊漁料	
あゆ	略	<u>z</u>				
こい						
やまめ(さくら						
ますを含む。)						
あまご(さつき						
ますを含む。)						
いわな						
にじます						
うなぎ						
あゆ						
こい						
やまめ(さくら			fr:	BB	4 000 TI	
ますを含む。)		性	年	間	4,200円	
あまご(さつき	女	1生	1日限	'n	1 E7EM	
ますを含む。)			1 口吹	り	1,575円	
いわな						
にじます						
やまめ(さくら			年	間	9 695III	
ますを含む。)	+r	肿	+	刖	2,625円	
あまご(さつき	女	1生	1 🗆 [7 H	n	1 E7EIII	
ますを含む。)			1日限	ソ	1,575円	

2 前項の規定にかかわらず、さお釣または手釣の 2 前項の規定にかかわらず、さお釣または手釣の 漁具又は漁法等による場合であって、次の同表に 掲げる者が遊漁する場合の遊漁料は、次のとおり とする。

水産動物の名称	区 分	期間	遊漁料
あゆ	略		
こい			
やまめ(さくら			
ますを含む。)			
あまご(さつき			
ますを含む。)			
いわな			
にじます			
うなぎ			

にじます

4 変更後の遊漁規則の施行の日

平成25年3月1日